

保育園等入園調整基準表 ①～⑦については認定理由に応じて基準指数を1つ選択 その後⑧の調整基準で加点・減点を行う				申込児童		生年月日		
類型基準		保護者の状況				保護者 A	保護者 B	
	類型	細目		摘要	基準指数			
①	居宅外労働	一週あたりの就労時間が35時間以上		正規雇用・非常勤を問わず勤務時間による	10			
		一週あたりの就労時間が25時間以上			8			
		一週あたりの就労時間が20時間以上			7			
		上記以外			6			
	居宅内労働	一週あたりの就労時間が35時間以上		同一敷地内での労働は別建物であっても 居宅内労働とする	9			
		一週あたりの就労時間が25時間以上			7			
		一週あたりの就労時間が20時間以上			6			
		上記以外（内職を除く）			5			
	内職が主となる就労である場合		メーカー、問屋等契約し、自宅において物品の製造や各種作業の代行等に従事する者	4				
②	妊娠・出産		出産予定日前3カ月・産後2カ月	5				
			医師の診断書等により、安静・加療が必要な場合	7				
③	疾病・障がい	疾病	入院	1カ月以上の入院	10			
			居宅療養	常時臥床	医師が1カ月以上の加療が必要と診断した者	10		
				精神疾病	医師が1カ月以上の加療が必要と診断した者	7		
				一般療養	医師が1カ月以上の通院が必要と診断し、保育ができない場合	7		
		障がい	1・2級またはA・B1判定	身体障害者手帳・精神障害者福祉手帳・療育手帳を所持する者	10			
			3級またはB2判定		7			
	4級		5					
④	傷病人の看護等	入院等の付き添い看護（月15日以上）		3カ月以上の入院の付き添いに常時あたっている者	8			
				親族の病気等により、常時看護や介護にあたっている者	7			
⑤	家庭の災害等		災害等で損失した居宅等の復旧にあたる場合		10			
⑥	就学・技能取得（1カ月に60時間以上の場合に該当）		就学・技能取得のため保育ができない場合		7			
⑦	求職活動		求職活動を行う場合		2			

●遠方に住み、自身で保育することが不可能である場合は、認定理由によらず基準指数を10とする。（認定理由に該当する必要はあり）

⑧	調整基準	調整事由		調整指数	保護者 A	保護者 B
		世帯の特殊事情	単身赴任等保護者の一人が別住所に住んでいる場合	+1		
			ひとり親世帯（死別・離別・行方不明・拘禁等）	+14		
			生活保護世帯	+11		
			申請に係るこどもが障がいを有する（手帳所持）場合	+3		
			市外からの転入者で、申込時点で保育所等※1を利用している場合	+6		
			2歳児クラスまでの保育所等※1の卒園児で、間を空けず他の園へ入園希望する場合	+6	ど ち ら か 1 つ	
			（上記のうち、小規模保育施設の連携施設を第1希望とする場合※2）	+7		
			育児休業の終了による復職	+2		
			（育児休業をこれ以上延長できない場合、育児休業からの復帰に伴い申込をしたが、入所できないまま復帰して就労している場合）	+3		
			保護者が保育士・幼稚園教諭等として勤務（予定）の場合	+5		
			（勤務先が市内の保育所、幼稚園等の場合）	+7		
		滞納	正当な理由なく保育料・給食費を滞納している場合（きょうだいの分を含む）	-10		
		受入態勢	前年度の利用調整において「受入態勢が整わない」として保留となっている場合	+10		
		希望園変更	一度内定した施設を自己都合で辞退した場合	-3		
		きょうだい	きょうだいと同じ園に在園している	+5		
			きょうだいで同じ園に同時に申込みする場合	+4		
		保護者がいづれも就労しておらず、同居人もなく生計維持が困難な場合		+10		
		希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合		該当にチェック	→	

※1 保育所等とは保育園・認定こども園・地域型保育事業所・職場の託児等を指す。

※2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条第1項に定めのある、各園で確保した連携施設を指す。
連携施設は在園中の各小規模保育施設に確認を行うものとする。

●①において複数就労している場合の類型は、主となる就労によって判断する。（就労時間は合算）

●保護者A・Bそれぞれ①～⑦の基準のうち、該当する基準指数を合算した値を世帯の基準指数とする。次に⑧の調整基準のち、該当する項目を合算した値を世帯の調整指数とし、基準指数と調整指数を合算した値を世帯の合計指数とする。なお、合計指数がマイナスとなった場合は、0点とする。

●合計指数の高い申込者から入園の案内を行う。

●両親不在、虐待、育児放棄、家庭内暴力、深夜交代勤務などの特殊要因は、入園の優先度、園の延長時間の内容を別に考慮する。

●合計指数が同点の場合は、世帯の状況等を考慮し調整を行う。

●『希望する保育園等に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合』は、合計指数を0点とする。

合計指数	
計算者	確認者